

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成24年度既修者認定試験問題

刑 法

平成23年9月18日（日） 10：00～12：00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】(配点：100点)

Aは、いわゆる地上げ屋であり、熊本市内にあるX所有の土地を購入しようと、Xと交渉していた。しかし、相当な値を提示しても、「先祖代々の土地であるから売る気はない」というXに業をにやし、AはXに対して嫌がらせをするようになった。その嫌がらせとは、たとえば、Xに「土地を売らなければ、俺の仲間がXとXの家族を酷い目にあわせるぞ！」と恫喝したり、Xの土地に街中から集めてきたごみを撒いたりといったものだった。

Aの嫌がらせに辟易していたXは、警察にAを逮捕してほしいと頼んだが、「証拠がなければ逮捕はできないし、その程度の嫌がらせでは逮捕しても起訴猶予になる」といわれ、やむなくAに苦情を言う程度にとどめていた。

ある日、Xが当該土地の様子を見にいったところ、Aが「売却済み」と書いた巨大な看板を当該土地の真ん中に立てようとしているのを発見した。Xは、あわててAに看板の設置をやめるよう言ったが、Aは無言で作業を継続した。そこでXは、看板の設置を止めさせるため、Aの襟首をつかんで地面に引き倒し、看板を真っ二つに叩き割った。それから、Xは、Aが二度と当該土地に手を出さないように懲らしめてやろうと考え、意識朦朧の状態でなお地面に仰向けに倒れていたAの腹部にまたがり、「地上げ屋がなんだ。俺に逆らうと痛い目にあうんだぞ。覚えておけ！」と叫びながら、Aの顔面を数回殴打した。これにより、Aは、全治3週間の傷害を負った（なお、XとAの体格は、どちらも一般成人男子並みであった）。

Xの罪責について論じなさい。ただし、特別法について言及する必要はないものとする。

以上